

第三国定住難民

我が国における受入れ・支援

「第三国定住」とは

- 出身国から他国に避難している難民が、一時的に庇護されている国から、新たに受入れに同意した別の国に移動し定住すること
- 難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられている
- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨



第三国定住による難民の受入れ実績等

これまでの経緯

- 我が国では、平成22年度から、パイロットケースとして、タイに一時滞在するミャンマー難民の受入れを開始した
- 平成27年度からは、受入れを本格実施することとし、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を毎年約30名の範囲内(年1回)で受け入れることとした
- 令和2年度からは、対象者をアジア地域に一時滞在する難民に拡大し、家族単位の受入れに加えて単身者も受け入れることとし、受入れ人数も毎年約60名の範囲内(年2回)に拡大するなどした

受入れ実績

- 令和6年度末までに、合計135世帯 332人を受入れ

受入れ年度	陣	受入れ人数	受入れ対象国
平成22年度～平成26年度	第1陣～第5陣	18世帯 86名	タイ
平成27年度～令和元年度	第6陣～第10陣	32世帯 108名	マレーシア
令和3年度	第11陣	4世帯 6名	
令和4年度	第12陣	16世帯 29名	
	第13陣	20世帯 21名	
令和5年度	第14陣	11世帯 26名	
	第15陣	21世帯 29名	
令和6年度	第16陣	11世帯 18名	
	第17陣	2世帯 9名 (うち1世帯2名は家族呼び寄せ)	

受入れプロセスの概要

● 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) からの推薦

● 政府職員による現地での面接調査

● 関係省庁での協議

● 受入れ対象者の決定



● 国際移住機関 (IOM) による入国前オリエンテーション

● 「定住者」の在留資格で入国
(IOMが出国及び渡航を支援)



入国から地域での定住までの流れ

入 国

半年間の「定住支援プログラム」を受講

- ▶ **日本語教育**：生活に必要となる基礎的な日本語の学習(572時限、「日本語教育の参照枠」A2～B1レベル相当到達を目標)
- ▶ **生活ガイダンス**：日本の生活に必要な知識や制度、マナー等の学習(120時限)
- ▶ **就労支援**：職場見学・職業相談・職業紹介 等

※ 1時限 = 45分

※ 入国時期によって、4月開講コースと10月開講コースのいずれかを受講



定住支援プログラム修了後、定住先地域で生活



定住に向けた支援・定住後のフォローアップ

定住支援プログラム以外にも、難民の定住に向けた支援、定住後のフォローアップも行っている

定住に向けた支援

- ▶ 定住先の選定
- ▶ 諸手続きの支援



定住後のフォローアップ (定住後5年間実施)

- ▶ 相談対応等生活上のサポート
- ▶ 職場訪問による定着指導
- ▶ 日本語学習への支援

定住支援プログラム受講中に受けられる支援

受講期間中の 生活費

大人(12歳以上) : 1日 2,400円(入所期間中)

子供(11歳以下) : 1日 1,200円

※ ただし、光熱水費自己負担の場合に限る

※ 同じ世帯の中の2人目以降の大人は1,600円の支給

医療費

プログラムの参加期間中に医療機関に支払った治療費および処方薬の実費を支給。

※ プログラム参加者は全員自らの負担で健康保険加入

住居費

世帯人員1人 : 1ヶ月40,000円まで

世帯人員2人 : 1ヶ月50,000円まで

世帯人員3人 : 1ヶ月55,000円まで

世帯人員4人以上 : 1ヶ月60,000円まで



定住手当

大人(16歳以上) : 156,900円

子供(15歳以下) : 78,450円

※定住支援プログラムを修了した際に1回に限り受給可能

就職促進のための援助①

訓練受講 援助費

訓練費用及び訓練受講中の生活費を、最長6か月間、訓練生に支給

- 基本手当：1日 3,580円～4,400円（居住地域によって変動）
- 受講手当：1日 500円
- 通所手当：実費

広域求職活動 援助費

雇用保険の受給資格者が、ハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問して求人者と面接等をした場合、規定による運賃額及び宿泊料を支給

移転援助費

雇用保険の受給資格者が、ハローワーク等の紹介により就職するために、住居所を変更する等の場合、宿泊施設入居者に限り運賃額を支給

- 着後手当：単身 12,700円、家族 25,400円
- 移転料(距離による)：単身 31,000円～94,000円
家族 62,000円～188,000円

就職促進のための援助②

職場適応 訓練費

- ① 一般指導分(訓練を実施する事業主への委託費)：月額(21日以上の実施)25,000円
- ② 特別指導分 (①に加え、第三国定住難民2人以上のグループで訓練を実施した事業主への委託費)：月額(8日以上の実施)25,000円

職場体験 講習費

- 事業所において就業体験講習を実施する事業主に支給
- ・ 月額(21日以上の実施) 25,000円



雇用開発助成 援助費

- 第三国定住難民を雇用した事業主に対して1年間支給
- ・ 賃金(賞与等を除く)の1/3 (大企業の場合は1/4)
- ※ 職場適応訓練費とは重複して支給されない

受入れ事例

事例 ①

- ミャンマー難民（2016年来日）
- 定住支援プログラムで習得した日本語を生かして、日本の大手企業に会社員として勤務

事例 ②

- ミャンマー難民（2017年来日）
- 母国では教育を受けられなかったが、来日後、日本の大学院に進学



上記の事例の難民2名に対するインタビューを含む、日本の第三国定住の受入れ・支援の取組を紹介する動画をYouTubeにて公開中

英語版



<https://www.youtube.com/watch?v=ySKLPFaDRHU>

ミャンマー語版



<https://www.youtube.com/watch?v=H8Lw6dniPuM>